主 文 原判決を破棄する。

本件を札幌地方裁判所小樽支部に差し戻す。

理 由

弁護人木田茂晴同杉之原舜一の控訴趣意は別紙記載のとおりである。 第一点について、

原判決引用の麻薬取締員Aの被告人に対する第一回供述調書及び検察官の被告人に対する第一回供述調書の各記載と本件起訴状の記載とを対照すると右各供述が自白であることが認められるから、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取り調べをすることができないことは刑事訴訟法第三百一条〈要旨第一〉の法意に照し明白である。しかし同条にいう他の証拠というのは、自白以外の一切の証拠というのではなく、〈/要旨第一〉犯罪事実に関する何等かの証拠の意と解道会であるところ、前示各供述調書は、犯罪事実に関する他の証拠である、北海道会市保健所長B作成の麻薬取締法違反被疑事件についてと題する書面、Cに対するは余市保健所長B作成の麻薬取締法違反被疑事件についてと題する書面、Cに対するは余市保健所長B作成の麻薬取締法違反被疑事件についてと題する書面、Cに対するは、合意に徴し明瞭であるから、冒頭掲記の各供述調書の取調が弁護人主張の証とは表明的になされたからといって、その取調を目して違法ということができない。行うな違法は存しない。論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三百九十七条により原判決を破棄し、同法第四〇〇条本文に 則り、本件を札幌地方裁判所小樽支部に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 黒田俊一 判事 猪股薫 判事 鈴木進)